

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第20号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 現金保管事務

所 管 所 属：西区役所

通知を受けた日：令和5年10月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	(1) 現金収納保管事務マニュアルの運用について改善を求めたものの 今回の監査において、金庫等の鍵の保管及び管理について実地で調査した結果、調査時点で次の事実が見受けられた。 ■ 西区役所は、業務時間外における金庫等の鍵の管理を宿日直専門員に行わせているが、小型金庫等に入れず、鍵のみを引き渡す取扱いとしていた。なお、実地調査にて確認した西区役所保健福祉課の金庫は、ダイヤル錠とシリンダー錠の2重施錠であったが、職員においてダイヤル番号の変更が容易にできる金庫ではないため、少なくとも使用を開始した平成9年度から調査時点までダイヤル番号の変更は行われていなかった。 西区役所によれば、金庫はダイヤル錠とシリンダー錠の二重施錠となっていることから、盗難対策は適切であると判断していたとのことであった。 [指摘事項1(1)] 2. 西区役所は、小型金庫等に金庫等の鍵を入れ施錠した上で、宿日直専門員に引き渡されたい。 3. 中央卸売市場及び西区役所は、今回の監査を契機に改善を行った金庫等の鍵の保管及び管理について、引継書等の記録に残し、組織内での確実な継承を図られたい。	【2】 ・令和5年6月16日付けで金庫の鍵を保管する小型金庫の取扱いについて各担当へ周知するとともに、同日より業務終了後、小型金庫を宿日直専門員へ引き渡す取扱いへ改めた。 【3】 ・今回の監査指摘を受け、上記【2】の内容について、令和5年6月27日開催の庶務担当係長会で議題として取り上げ、各担当へ周知徹底を図った。 また、今回の監査を契機に改善を行った金庫等の管理方法等について、組織内での確実な継承が図られるよう、区独自で現金等の安全保管に関する自主点検表に、業務終了後の鍵の取扱いについての確認項目を追加し、改訂後の自主点検表による運用を令和5年6月16日から開始した。 さらに、人事異動時の事務引継の徹底や、例年行う人事異動後の課長会、庶務担当係長会等で周知を図るとともに、定期的に実施している区会計管理者による金庫現金調査の際に、金庫等の鍵の管理が適正に行われているかをあわせて確認することとした。	措置済	令和5年6月27日